

「川崎市男女平等推進行動計画」との一体的策定に向けた 「第3期川崎市DV防止・被害者支援基本計画」の計画期間の延長について

川崎市では、「川崎市男女平等推進行動計画」を策定し、男女平等施策を推進しているところですが、次期計画の策定にあたり、これまで個別に策定していた「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」を含めた一体的な計画とします。

そこで、計画期間が異なる2つの計画を一体的にする上で、「第3期川崎市DV防止・被害者支援基本計画」の計画期間を1年間延長することをお知らせいたします。

1 計画の一体化と計画期間の延長について

- (1) 昨今の男女共同参画の課題は複雑化しており、様々な状況におかれた女性を支援していくためには、DV被害者への支援、女性活躍、ワーク・ライフ・バランス、困難な問題を抱える女性への支援など多様な施策を相互に連携して推進することが必要であることから、これまで個別に策定していた「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」（現行計画は第3期）と「川崎市男女平等推進行動計画」（現行計画は第5期）を一体的に策定し推進することとします。
- (2) 両計画を一体的に策定するためには、計画期間が異なる両計画の期間を一致させることが必要になりますので、次期計画の策定に向け、「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」の計画期間を1年間延長することとします。

【計画期間延長スケジュール】

計画名	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9～	
DV防止・被害者支援基本計画	第3期計画					1年間延長	第6期男女平等推進行動計画 (一体的に策定)		
男女平等推進行動計画	第4期計画		第5期計画					第6期男女平等推進行動計画 (一体的に策定)	

2 「第3期川崎市DV防止・被害者支援基本計画」の計画期間の1年間延長に伴う対応

- (1) 現行の「第3期川崎市DV防止・被害者支援基本計画」における基本目標、施策目標、施策など計画体系に基づく取組については、延長した計画期間においても継続して推進します。
- (2) 社会情勢の変化、計画の取組状況などにより、新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、延長した計画期間においても必要に応じて見直します。

3 「第6期男女平等推進行動計画」の策定に向けた取組

第6期男女平等推進行動計画については、令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援法）を含め、男女共同参画に関連する4つの法（男女共同参画社会基本法、女性活躍推進法、DV防止法、女性支援法）に基づく市町村計画を一体的に策定する予定です。